

国民健康保険

国民健康保険の被保険者証兼高齢受給者証を更新します

70歳～74歳の方には、被保険者証に一部負担金割合（1割または3割）が表記されている「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」（以下、被保険者証兼高齢受給者証）を交付しています。

被保険者証兼高齢受給者証の一部負担金割合は、24年度の市民税・都民税課税所得に基づいて判定し、8月に更新します（表1を参照）。

確認できるもの（確定申告書の控え、源泉徴収票など）を、年8月に年次更新されますが、持参して、保険年金課国保年金資格係（市役所1階）へ申請してください。申請が認められた場合、申請の翌月1日から1割負担となります。

※一部負担金の割合は、毎

24年度国民健康保険税の納税通知書を送付します

国民健康保険に加入している世帯主の方へ、24年度の国民健康保険税（国保税）納税通知書を7月13日（金）に発送します。

納期は9回です

年金からの天引き（特別徴収）の対象になる方

この判定により、一部負担金割合に変更のある方には、新しい被保険者証兼高齢受給者証を7月中旬に世帯主あてに送付します。

【注意】今回の判定により

納付書や口座振替の方法（普通徴収）で納付する方は、原則、7月～25年3月の9回の納期になります（表2を参照）。75歳を迎える方は、後期高齢者医療保険料と重複しないよう、納期回数を調整して



後期高齢者医療保険

後期高齢者医療の被保険者証の一斉更新と負担割合の見直しを行います

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証（藤色）の有効期限は、7月31日（火）です。8月1日（水）からの新しい有効期限（26年7月31日まで）の被保険者証（緑色）は、7月末日までに簡易書留郵便で郵送します。

後期高齢者医療被保険者証に表示されている「一部負担金の割合」は、毎年8月1日に市民税の課税所得（市民税・都民税納税通知書の「課税標準額」各欄の金額の合計）に基づいて判定されます。

①口座番号が分かるもの②口座の届け出印③後期高齢者医療被保険者証を持参の上（普通徴収として既に口座振替を登録している方は③のみ、保険年金課高齢者医療係（市役所1階）で手続きをしてください。

（表1）24年度 国民健康保険における高齢受給者証判定基準
判定対象になる方は、70歳～74歳で被保険者証兼高齢受給者証をお持ちの方です

課税所得金額（※1）	一部負担金割合の当初判定	申請による再判定の基準	申請による再判定により変更となるもの
判定対象者の中で、145万円以上の方が1人でもいる場合	3割	収入383万円未満（判定対象者が2人以上の場合は520万円未満）	一部負担金割合が1割になります（申請がない場合は3割と判定）
		判定対象者が1人の場合で、特定同一世帯所属者（※2）の収入も含み、収入が383万円以上520万円未満	一部負担金割合が1割になります（申請がない場合は3割と判定）
		上記以外の方	申請による変更はありません
判定対象者全員が145万円未満の場合	1割	住民税課税世帯	申請による変更はありません
		住民税非課税世帯	一部負担金割合の変更はありませんが、申請により高額療養費の自己負担限度額などが下がる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます

※1 課税所得金額とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。23年12月31日現在において、世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下である19歳未満の被保険者がいる場合は、【課税所得金額 - (16歳未満の被保険者数) × 33万円 - (16歳以上19歳未満の被保険者数) × 12万円】で算出された所得金額で、一部負担金割合の判定をします。

※2 特定同一世帯所属者とは、国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方で、国保加入者と脱退日以降継続して同一の世帯に属する方のことです。

（表2）24年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料（普通徴収）納期一覧

区分	納期日
第1期	7月31日（火）
第2期	8月31日（金）
第3期	10月1日（月）
第4期	10月31日（水）
第5期	11月30日（金）
第6期	12月25日（火）
第7期	25年1月31日（木）
第8期	25年2月28日（木）
第9期※	25年3月25日（月）

※第9期は国民健康保険税のみ。

①23年中の課税所得が145万円未満の場合引き続き、

②23年中の課税所得が145万円未満の場合負担割合が1割

③年金からの天引きで納めたい方（特別徴収）

④後期高齢者医療保険料決定通知書兼納付（納入）通知書の様式を変更しました

⑤現在、負担割合が「1割」

⑥年金からの天引きで納めたい方（特別徴収）

⑦現在、負担割合が「3割」

⑧後期高齢者医療保険料決定通知書兼納付（納入）通知書の様式を変更しました

⑨現在、負担割合が「1割」

⑩年金からの天引きで納めたい方（特別徴収）

⑪現在、負担割合が「3割」

⑫後期高齢者医療保険料決定通知書兼納付（納入）通知書の様式を変更しました

⑬現在、負担割合が「1割」

⑭年金からの天引きで納めたい方（特別徴収）

⑮現在、負担割合が「3割」

⑯後期高齢者医療保険料決定通知書兼納付（納入）通知書の様式を変更しました

⑰現在、負担割合が「1割」

⑱年金からの天引きで納めたい方（特別徴収）

⑲現在、負担割合が「3割」

⑳後期高齢者医療保険料決定通知書兼納付（納入）通知書の様式を変更しました

㉑現在、負担割合が「1割」

㉒年金からの天引きで納めたい方（特別徴収）

㉓現在、負担割合が「3割」

㉔後期高齢者医療保険料決定通知書兼納付（納入）通知書の様式を変更しました

㉕現在、負担割合が「1割」

㉖年金からの天引きで納めたい方（特別徴収）

㉗現在、負担割合が「3割」

㉘後期高齢者医療保険料決定通知書兼納付（納入）通知書の様式を変更しました

㉙現在、負担割合が「1割」

㉚年金からの天引きで納めたい方（特別徴収）

㉛現在、負担割合が「3割」

㉜後期高齢者医療保険料決定通知書兼納付（納入）通知書の様式を変更しました

㉝現在、負担割合が「1割」

㉞年金からの天引きで納めたい方（特別徴収）

㉟現在、負担割合が「3割」

㊱後期高齢者医療保険料決定通知書兼納付（納入）通知書の様式を変更しました

㊲現在、負担割合が「1割」

㊳年金からの天引きで納めたい方（特別徴収）

㊴現在、負担割合が「3割」

㊵後期高齢者医療保険料決定通知書兼納付（納入）通知書の様式を変更しました

㊶現在、負担割合が「1割」

㊷年金からの天引きで納めたい方（特別徴収）

㊸現在、負担割合が「3割」

㊹後期高齢者医療保険料決定通知書兼納付（納入）通知書の様式を変更しました